

# 低炭素建築物の認定制度について

平成24年12月4日施行

「都市の低炭素化の促進に関する法律」(平成24年法律第84号)が施行され、「低炭素建築物」を認定する制度が創設されました。

## ● 法律の背景

社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針を策定し、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置を講ずることにより、都市の低炭素化の促進を図ることを目指します。

## ● 認定制度の概要

新築、増築、改築、修繕若しくは模様替え若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは改修をしようとするもので、省エネルギー法に基づく省エネルギー基準を超える性能を有し、かつ、低炭素化に資する措置を講じた低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁に申請する必要があります。

## ● 対象範囲

一戸建ての住宅や共同住宅等の住宅及び店舗や事務所等の非住宅で、市街化区域または用途地域の指定区域内の全ての建築物が対象になります。

## ● 優遇措置等

認定を受けた建築物については、以下の優遇措置があります。

- (1) 所得税控除における優遇措置
- (2) 登録免許税の優遇措置
- (3) 容積率の特例

## ● 認定申請の手続き

認定申請に先立って、事前に審査機関の技術審査を受けることができます。東広島市に認定申請する際に、登録建築物調査機関等が交付する適合証を添付することにより、技術的審査を省略することができるほか、認定申請手数料が減額されます。

なお、詳細については、東広島市都市部建築指導課までお問い合わせください。

## ● 認定申請手数料

認定申請手数料については、代表的なものとして次の金額となります。

- ◇ 一戸建ての住宅(事前審査有り): 5,000円/戸
- ◇ 住戸(2~5戸, 事前審査有り): 10,000円(共用部分及び非住宅部分は別途加算されます。)

○お問い合わせ・申請提出先

東広島市 都市部 建築指導課 : 082-420-0956(ダイヤルイン)